

「働き方改革」の概要等について

1 「働き方改革」の位置付け（資料）

2 「働き方改革」の進め方

(1) 内閣官房

- ①働き方改革実現推進室（9月2日）
- ②働き方改革実現会議（第1回、9月28日）（資料）
- ③年度内に「働き方改革実行計画」策定予定

(2) 厚労省

- ①関連する事業（助成金・奨励金制度の運用等）の推進
- ②団体・企業への要請
- ③新たな労使会議の設置（地方労働局段階）
- ④自治体・金融機関等との連絡会（〃）

3 「働き方改革」の検討事項（資料）

4 「働き方改革」と連動した厚労省等の動向

- ①「『働き方の未来2035：一人ひとりが輝くために』懇談会」報告書（8月2日）
  - ・近未来を予測し、①多くの仕事がAI（人工知能）に代替される、②働く場所と時間を自由に選べる時代となる、③労使関係は個人の自律性が高まり、業者間取引に近いものとなるなどの認識を提示。
- ②「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」
  - ・解雇の金銭解決制度の創設等の検討。
- ③「働き方に関する政策決定プロセス有識者会議」
  - ・労働政策決定のルールである「三者構成原則」の見直し・検討。
- ④「雇用仲介事業等の在り方に関する検討会」報告書（6月2日）
  - ・職業安定法等の改定等の検討。
- ⑤「雇用関係によらない働き方に関する研究会」（経済産業省）

以上